

空き家バンク利用者に聞く この地に移り住むということ

# 地域、そして人とのつながり

穴山町在住 阿部公則さん  
わかなさん

本市には、空き家バンク制度を利用して、この地に移り住んできた方がいます。

今回ご紹介する阿部公則さんご家族もそのうちのひとりで、4年前に群馬県から穴山町へ移住された経験をお持ちの人です。

移り住むまでの経緯、そして地域に住んでみて感じたことなどを伺ってみました。

コンパクトで暮らすには  
ちょうど良い環境ですね

木工作家として「椅子」を中心に作品を制作している阿部さん。子どもたちの成長に伴い、住居兼工房を探すにあたり、静かで環境の良い場所として、出身地であり活動の拠点であった群馬県が、わかさんの出身地でもあり、知り合う前から憧れのあった八ヶ岳のある山梨に移住先を



探していたそうです。第一候補として八ヶ岳の麓の中古物件や空き家物件を探していましたが、条件に合う物件が見つからず候補地を広げ、たまたま蕪崎市の空き家バンクを検索したところ、現在住む穴山の物件を目にして、すぐに見学に行ったとのこと。蕪崎市に関してはある程度は知っていたものの、穴山町に関してはほとんど知らず、実際に

住んでみると、家から保育園は目と鼻の先、駅もあり、小学校はスクールバス、ショッピングモールも車で15分圏内にあるなど、生活エリアがコンパクトにまとまっていて、暮らすにはちょうど良い環境

だと感じたそうです。人とのつながりが無理せず地域に溶け込めた要因のひとつですね



「引越してきてすぐに子どもが保育園に入園したので、地元の保護者との輪が広がりました。今でも良いお付き合いをさせてもらっています。妻が県内出身であるということも、溶け込みやすかったし、心強かったですね。」と話すように、人とのつながりが無理をせず自然に地域に溶け込める要因のひとつのようです。

また、地区の青年会に入ったことはとても良かったとのこと。行事に参加することでお互いに顔を知ることができ、そして徐々に知り合いが増えるにつれて、地域の一員としてこの地に暮らしている実感が持てるようになったそうです。

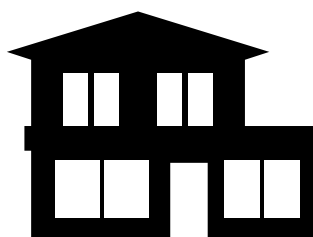
**つながりは地域の枠を「**  
**えて広がります**

現在の阿部さんとは言うところから、駅前通りの商店街の空き店舗を改装して、自らが制作した「椅子」を販売する店舗を開店しました。準備段階で出合ったこの地域に根ざし、さらに将来を見据えて



7月にオープンした店舗の様子 素敵な椅子がディスプレイされています。(abe 椅子店 中央町)

頑張るお店の方々と、開店準備に協力してくれた方々とのつながりを大切にしたいお店を築いていきたいという気持ちで芽生えてきたそうです。「このつながりが地域という枠をこえて、さらにその先へと広がっていく大切なものになるでしょう。」と話す阿部さん。店舗には、阿部さんが制作した一点物の椅子が並んでいます。ここでしか出会えないもの、またここに来たいと思ってもらえる作品を制作しつづける阿部さん。穴山に移り住んで5年目にして、この地を自らの創作の拠点とすべく家族の協力を得て、新たな一歩を踏み出しました。



市では、空き家を貸したい、売りたいという空き家所有者と空き家を借りたい買いたいという空き家利用希望者の双方の橋渡しを行う「空き家バンク」制度を平成19年度から展開し、市への移住定住を応援しています。

しかしながら、現在、空き家バンクの利用希望に対し、登録物件の数が大不足しています。空き家の所有者で貸し出しや売却が可能な方には登録をお願いすると同時に、皆さんのご近所に空き家がある際には、所有者に登録を呼びかけるなどのご協力もお願いします。

☆空き家バンクへの登録方法

① 申込書の提出

「空き家バンク登録申込書」と「空き家バンク登録カード」に必要な事項を記入のうえ、企

移住者を受け入れる取り組みの一つです！  
空き家バンクへの登録

方法／希望価格／建物等の概要（階数、構造等）／利用状況／設備状況／主要施設等までの距離／位置図及び間取り図／写真

④ 物件の交渉

登録された物件に対して利用希望があった場合、市より物件所有者へ利用希望者の連絡先などを通知します。物件交渉は、登録時に選択された契約方法により次のいずれかの方法で行われます。

◆ 当事者間で行う場合

物件所有者へ市から通知後、両者で交渉となります。

◆ 宅建協会の仲介を依頼する場合

物件所有者へ市から通知後、宅建協会登録の不動産業者が交渉を仲介します。（法律で定められた仲介手数料が発生します。）

※ご注意ください

市は売買・賃貸の仲介など契約交渉に関与はしません。また、契約上のトラブル等は、責任をもって「所有者等」と「利用希望者」の当事者間で解決をお願いします。

ご存知ですか？

空き家バンクリフォーム補助金

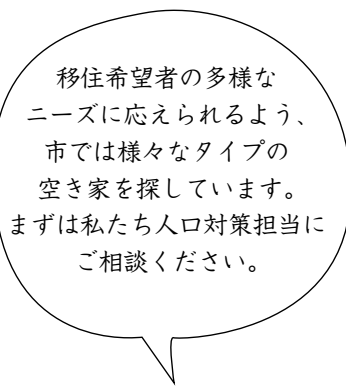
市では、空き家バンクへの登録を促進するため、空き家バンク登録物件を対象に、リフォーム工事や残存する家財の処分に係る費用に対し補助金を交付します。

リフォーム工事

空き家バンクに登録された空き家で、安全性、居住性、機能性等の維持または向上のために行う修繕、模様替え、増築等に係る工事

◎要件

- ・市内に存在する、住居として利用可能な一戸建ての個人所有の住宅であること
- ・経費の総額が20万円以上であること
- ・市内に本社、支社、支店又は営業所等を有する法人及び市内で事業を営む個人事業者により実施する工事であること



あること

◎補助額

工事費用の1/2又は100万円のうちいずれか少ない額

家財処分

空き家において使用されず残置された状態の電化製品、家具、食器その他の家財道具を処分する経費  
ただし経費の総額が5万円以上であること。

※特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づく処理費用は除く  
また、処理・処分は、一般廃棄物処理業の許可を受けている業者が実施するものであること

◎補助額

処分費用の1/2又は10万円のうちいずれか少ない額

■問い合わせ

企画財政課人口対策担当  
(内線 358、359)